

# 平成 29 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第 1 回）

日時：平成 29 年 10 月 17 日（火）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：関東学院大学関内メディアセンター M-803 講義室

## 次第

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 委員紹介
- 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 4 平成 29 年度の計画推進の取組について
- 5 子どもの貧困対策の推進に向けた意見交換
- 6 その他

### 【配布資料】

- 資料 1－1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料 1－2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料 3－1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進について
- 資料 3－2 平成 28 年度の主な取組の振り返りについて
- 資料 4 平成 29 年度の計画推進の取組について
- 資料 5－1 地域における子どもの居場所づくりの推進について  
(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の取組状況)
- 資料 5－2 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30 年度～34 年度）の策定について
- 資料 5－3 施設等退所後児童のためのアフターケア事業について

### 【別添資料】

- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画 概要版
- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- チラシ『「広がれ、こども食堂の輪！」全国ツアー in かながわ 地域をつなぐ 子ども食堂～子どものための継続的な活動に向けて～』

## 平成29年度 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

## 【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表
2	オキノ マサミ 沖野 真 砂 美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表
3	コソノ ヤヨイ 小園 弥 生	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画セン ター 横 浜 南 管 理 事 業 課 長
4	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	社会福祉法人たすけあいゆい代表 (児童家庭支援センターむつみの木・ゆいの木センター長)
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人 日本水上学園 園長
7	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授
8	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長

## 【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	ヨネオカ ユミエ 米 岡 由 美 恵	港 南 区 こ ど も 家 庭 支 援 課 長
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横 浜 市 東 滝 頭 保 育 園 園 長
3	イトウ ヤスキ 伊 藤 泰 毅	港 北 区 生 活 支 援 課 長
4	カワジリ 基 晴 川 尻 基 晴	こども青少年局 南部児童相談所長
5	ミヤオ生 カズロウ 宮 生 和 郎	横 浜 市 立 子 安 小 学 校 校 長

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(H29.10.1現在)

	所 属 ・ 補 職	氏 名
局長	こども青少年局長	田 中 博 章
部長	こども青少年局副局長(総務部長)	齋 藤 聖
	こども青少年局青少年部長	宮 谷 敦 子
課長	こども青少年局企画調整課長	福 嶋 誠 也
	こども青少年局青少年育成課長	村 上 謙 介
	こども青少年局青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一
	こども青少年局子育て支援課長	永 井 由 香
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	健康福祉局企画課長	平 木 浩 司
	健康福祉局福祉保健課長	菊 池 孝
	健康福祉局生活支援課長	鈴 木 茂 久
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	島 谷 千 春
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋
	健康福祉局企画課担当係長	松 島 雄 一
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美

## 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)  
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

## (目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

## (委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり  
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

## (会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

## (謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

## (意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

# 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の推進について

## 1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画

### (1) 計画策定の目的

横浜の将来を担う子どもの成長を守り、貧困の連鎖を防ぐことを目的として、実効性の高い施策の展開と支援が確実に届く仕組みづくりを進めるための「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を平成28年3月に策定しました。

### (2) 計画の対象

#### ア 年齢層

生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め概ね20代前半までの子ども・若者とその家庭

#### イ 状況等

(ア) 現に経済的困窮状態にある子ども・若者、家庭

(イ) 保護者の疾病・障害、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい状況にある子ども・若者、家庭など

### (3) 対象期間

5か年（平成28年度～32年度）

### (4) 計画の体系

全ての子どもを対象とした「子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進」を子どもの貧困対策の基盤として据えるとともに、5つの施策の柱に沿って取組を進めます。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の体系 ( ) は主な取組例

**子どもの貧困対策の基盤** 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

(乳幼児期の教育・保育の保障と学齢期の全ての子どもに対する教育の充実)

#### 5つの施策の柱

施策1 気づく・つなぐ・見守る (学校と区役所等の連携 等)

施策2 子どもの育ち・成長を守る (ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等)

施策3 貧困の連鎖を断つ (将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等)

施策4 困難を抱える若者の力を育む (困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等)

施策5 生活基盤を整える (生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等)

## 2 子どもの貧困対策に関する取組

27年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

### 子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

#### 子どもの貧困対策の基盤

- ★乳幼児期の教育・保育の保障  
(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)
- ★私立幼稚園就園奨励補助  
(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続
- 一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】
- 子どもの社会的スキルの向上【教育】
- 食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒への  
ハマ弁を活用した支援【教育】
- ★地域と連携した放課後の学習支援【教育】  
(放課後学び場事業 20校増、累計40校)
- 自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・  
学校づくり【教育】
- 発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】
- 登校支援の取組【教育】
- 貧困問題の学校における理解促進【教育】

### 施策1 気づく・つなぐ・見守る

#### 施策の5つの柱

#### 1 母子保健施策・地域子育て支援施策

- 妊娠期から子育て期にわたる相談支援  
(母子保健コーディネーター(仮称)の配置 モデル3区)
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

#### 2 学校と区役所等の連携

- 区役所の学齢期対応の窓口の一本化
- ★スクールソーシャルワーカー(各区担当18人、スーパー  
バイザー1人、チーフ4人)、カウンセラー及び児童支援専任  
教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】
- 高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

#### 3 総合的な児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止啓発地域連携事業
- 保育所等での見守り強化

- 児童相談所等の相談・支援体制の充実

#### 4 生活困窮者への自立支援

- 区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】
- 地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウト  
リーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

#### 5 子どもを支える地域の取組の支援

- ★「子ども食堂」等の創設・継続支援  
(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)

#### 6 困難を抱える若者の相談の機会の充実

- ★区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の  
専門相談(地域ユースプラザ事業)

### 施策2 子どもの育ち・成長を守る

#### 1 子どもの育ち・成長の保障

- ★乳幼児期の教育・保育の保障(再)
- ★私立幼稚園就園奨励補助(再)
- 乳児期・幼児期・小学校の連携・接続(再)
- 学齢期以降の子どもの居場所

#### 2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業2か所)

- ★寄り添い型生活支援事業(3区増、累計11区)
- 日常生活支援事業
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成
- 就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

### 施策3 貧困の連鎖を断つ

#### 1 学習支援

- ★寄り添い型学習支援事業【健福】  
(受入拡充720人→810人、高校中退防止の強化)
- ひとり親家庭児童の生活・学習支援(再)

#### 2 進学支援・就学継続支援

- 被保護者自立支援プログラム(教育支援専門員)【健福】
- 高校奨学金【教育】

### 施策4 困難を抱える若者の力を育む

#### 1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

- 青少年相談センターにおける相談・支援事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- よこはま型若者自立塾における支援

#### 2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

- 施設等退所後児童アフターケア事業
- 施設等退所者に対する調査
- ★子ども・若者実態調査

### 施策5 生活基盤を整える

#### 1 生活基盤を支える現金給付

- 生活保護【健福】○児童扶養手当

#### 2 保護者の就労促進

- 被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】
- ★母子・父子家庭自立支援給付金事業  
(自立支援教育訓練給付金の一部拡充)

- 母子家庭等就業・自立支援センター
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)
- ★高等職業訓練促進資金貸付事業

#### 3 子育て世帯への経済的支援等

- 児童手当
- ★小児医療費助成(通院助成対象の拡充)【健福】

## 平成 28 年度の主な取組の振り返りについて

## 1 平成 28 年度重点取組について

子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けて実施した、本市アンケートや支援者ヒアリングでは、子どもの成長や学習に必要な物が不足している、社会的・文化的な経験の機会や進学の手がかりが得られない、社会的に孤立して必要な支援が受けられず一層困難な状況に置かれてしまう状況などが改めて明らかになりました。

計画の推進により、子どもの貧困対策に総合的に取り組み、計画初年度である平成 28 年度は次の 2 項目について重点的に取り組みました。

## ① 子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための生活支援・学習支援

⇒子どもに直接届く、生活や学習の支援に係る 4 つの事業を充実しました。

寄り添い型生活支援事業 (こども青少年局)【拡充】	養育環境に課題がある子どもの生活スキル(食事、歯磨き、掃除など) 向上や学習の支援 1区増(累計8区)
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業(こども青少年局)【新規】	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 モデル実施2か所
寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)【拡充】	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上 のための学習支援 5区増(累計18区)
放課後学び場事業 (教育委員会事務局)【新規】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない 中学生に対する学習支援(学校等において実施) 新規21校

## ② ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援(国事業の拡充を受けた対応)

⇒ひとり親家庭に対する生活、就労、子育て等の支援を充実しました。

児童扶養手当【拡充】	平成 28 年 8 月分から第 2 子以降の加算額を増額 (第 2 子加算額 5 千円→1 万円 等)
自立支援教育訓練給付金【拡充】	平成 28 年 4 月から介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への支給額の増額(支給割合 2 割→6 割、上限額 10 万円→20 万円)
高等職業訓練促進給付金【拡充】	平成 28 年 4 月から看護師等の資格取得のための就業期間の生活費等の支給期間の延長(支給期間上限 2 年→3 年)
日常生活支援事業【拡充】	平成 29 年 1 月からヘルパー派遣における派遣事由の拡大 (未就学児のいる家庭の定期的な保育・家事援助を対象)
その他	平成 29 年 3 月から高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の支給開始 等

## ③ その他

- ・保育所等利用における市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担軽減の拡充
- ・計画推進のための会議開催(2回)、施設等退所後児童に関する調査の実施 等



# 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の28年度の振り返り

## 1 計画の進ちょく状況把握のための目標値に対する28年度の実績

対象	目標	計画策定時の現状値	28年度実績	目標値(平成32年度)
妊娠期	妊娠届出者に対する面接を行った割合	92.3% (26年度)	93.6%	95.0%(※1)以上
未就学期	保育所等待機児童数	8人 (27年4月)	2人 (29年4月)	0人(※1)
未就学期・小学生	幼児期の保育・教育と小学校教育との円滑な接続のためのカリキュラムの実施率	53.4% (26年度)	66.6%	65%(※1)以上
小・中学生	「自分には良いところがある」と答える子どもの割合 (26年度)	小: 74.2%	74.2%	小: 75.0%(※2)以上
		中: 64.2%	69.2%	中: 65.0%(※2)以上
中学生	将来の夢や目標を持っている生徒の割合	69.8% (26年度)	68.6%	75.0%(※2)以上
	高校進学に向けて寄り添い型学習支援事業に参加する子どもの数	488人 (26年度)	720人	1,200人
高校生	市立高等学校における就学継続率※3	93.1% (26年度)	93.5%	95.0%以上
	市立高等学校における卒業時の進路決定率※4	97.9% (26年度)	98.0%	99.0%以上
困難を抱える若者	若者自立支援機関の継続的支援により自立に改善がみられた人数	1,082人 (26年度)	1,066人	1,500人(※1)以上
保護者	ひとり親家庭等自立支援機関を利用した人のうちの就労者数	303人 (26年度)	412人	1,900人(※1)以上 (26年度~7か年累計)

※1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の目標値 (平成31年度) ※2 第2期横浜市教育振興基本計画の目標値 (平成30年度) ※3 就学継続率は卒業者数を入学者数で割った値 ※4 進路決定率は進路決定者数を卒業者数で割った値

## 2 施策の柱ごとの振り返り

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進 ～子どもの貧困対策の基盤～		
28年度の振り返り	28年度的主要な取組	29年度的主要な新規・拡充の取組と概要
<p>○子どもの豊かな成長を支えるため、一人ひとりの発達に応じた未就学期からの育ちの積み重ねを大切に、子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障する教育・保育を目指した取組を進めました。</p> <p>○子どもたちが、「知」(確かな学力)「徳」(豊かな心)「体」(健やかな体)「公」(公共心と社会参画意識)「開」(国際社会に寄与する開かれた心)で示す力を身に付けられるよう横浜の教育を推進しました。</p> <p>○保育所や認定こども園等や私学助成を受ける私立幼稚園の保育料について、28年度から、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充しました。</p> <p>○家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学校と地域と連携した学習支援「放課後学び場事業」を28年度から新規(21校)に実施しました。</p>	<p>○乳幼児期の教育・保育の保障(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</p> <p>○私立幼稚園就園奨励補助(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</p> <p>○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続</p> <p>○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】</p> <p>○子どもの社会的スキルの向上【教育】</p> <p>○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】</p> <p>○地域と連携した放課後の学習支援【教育】(放課後学び場事業 21校)</p> <p>○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】</p> <p>○登校支援の取組【教育】</p> <p>○学校における食育の推進【教育】</p> <p>○貧困問題の学校における理解促進【教育】</p>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>○乳幼児期の教育・保育の保障(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</p> <p>○私立幼稚園就園奨励補助(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</p> <p>○地域と連携した放課後の学習支援【教育】(放課後学び場事業 累計40校)</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>国の29年度の幼児教育無償化に向けた取組に伴い、保育所や認定こども園等や私学助成を受ける私立幼稚園の保育料について、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。</p> <p>また、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学校と地域と連携した学習支援「放課後学び場事業」を拡充し、累計40校で実施します。</p>
施策1 気づく・つなぐ・見守る	28年度的主要な取組	29年度的主要な新規・拡充の取組
<p>○妊娠期から学齢期、青少年期に至るまで困難を抱える子ども・若者、家庭に、保育所・幼稚園、学校、地域、区役所等日常の様々な接点や関わりの中で気づき、関係機関のネットワークの充実を図りました。</p> <p>○地域の中で、困難を抱える子ども・若者、家庭に寄り添い、見守ることにより、孤立を防ぎ、安心して暮らすことができる環境づくりを進めました。</p> <p>○市内においてもいわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が盛んになっていることをふまえ、本市として地域の取組との効果的な連携方策等を検討するため、市内の子ども食堂等の実態把握の調査を行い、子どもの居場所づくりの取組団体は、98団体を把握しました。</p>	<p>1 母子保健施策・地域子育て支援施策</p> <p>○妊娠期から子育て期にわたる相談支援</p> <p>○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施</p> <p>2 学校と区役所等の連携</p> <p>○区役所の学齢期対応の窓口の一本化【教育】</p> <p>○スクールソーシャルワーカー・カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】</p> <p>○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】</p> <p>3 総合的な児童虐待防止対策の推進</p> <p>○児童虐待防止啓発地域連携事業</p> <p>○児童相談所等の相談・支援体制の充実</p> <p>○保育所等での見守り強化</p> <p>4 生活困窮者への自立支援</p> <p>○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】</p> <p>○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】</p>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>○「子ども食堂」等の創設・継続支援(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)</p> <p>○区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談(月2回、全区実施)(地域ユースプラザ事業)</p> <p>○妊娠期から子育て期にわたる相談支援(母子保健コーディネーターの配置 モデル3区)</p> <p>○スクールソーシャルワーカー(各区担当18人、スーパーバイザー1人、チーフ4人)、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」として位置づけ、区社協を中心に、団体や新たに組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで「子ども食堂」等を増やしていきます。</p> <p>また、支援につながっていない若者を自立支援機関などにつなげていくために、新たに区役所において定期的な専門相談を実施します。</p>

施策2 子どもの育ち・成長を守る		
28年度の振り返り	28年度の主な取組	29年度の主な新規・拡充の取組と概要
<p>○乳幼児期の教育・保育の保障や、学齢期の子どもの放課後の居場所や青少年の地域の居場所を充実させることで、その成長を支えていきました。</p> <p>○困難を抱えやすい家庭の子どもの育ち・成長を守るとともに、基本的な生活習慣の定着を図り、学齢期以降の学習習慣の基盤を整えるため、生活面や学習面での個別のサポートを強化しました。</p> <p>○養育環境に課題がある子ども(小・中学生)に対し、食事・歯磨き・掃除、家庭学習等の生活・学習支援等を行う「寄り添い型生活支援事業を旭区で新たに実施しました。</p> <p>○ひとり親家庭の子どもの食事の提供を含む夕方以降の生活の支援として、「ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業」を2か所(鶴見区・瀬谷区)で開始しました。</p>	<p>1 子どもの育ち・成長の保障</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○乳幼児期の教育・保育の保障(再)</li> <li>○私立幼稚園就園奨励補助(再)</li> <li>○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続(再)</li> <li>○学齢期以降の子どもの居場所</li> </ul> <p>2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業2か所)</li> <li>○寄り添い型生活支援事業(1か所増) ○日常生活支援事業(未就学児のいるひとり親家庭等の定期的な保育・家事援助を対象)</li> <li>○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業</li> <li>○ひとり親家庭等医療費助成【健福】</li> <li>○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】</li> </ul>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>養育環境に課題がある子ども(小・中学生)に対し、食事・歯磨き・掃除等の基本的な生活習慣を身に付けるための支援及び家庭学習等の生活・学習支援等を行う「寄り添い型生活支援事業」を新たに3区で実施します。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寄り添い型生活支援事業(3区増、累計11区)</li> <li>○乳幼児期の教育・保育の保障【再】(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</li> <li>○私立幼稚園就園奨励補助【再】(多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充)</li> </ul>
施策3 貧困の連鎖を断つ		
28年度の振り返り	28年度の主な取組	29年度の主な新規・拡充の取組と概要
<p>○学校での学習だけでなく、地域等によるきめ細かな学習支援により、子どもの学力向上を図りました。</p> <p>○就学継続や希望する進路の実現につなげるため、学校や区役所、民間による相談支援や、経済的な支援に取り組みました。</p> <p>○将来の社会的・経済的自立につなげるため、生活困窮世帯の中学生に対し、高校進学に向けた学習支援「寄り添い型学習支援事業」を新たに5区で実施し、18区展開を図りました。また、既存の実施区の受入枠を拡充しました。</p>	<p>1 学習支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○寄り添い型学習支援事業【健福】(5区増、累計18区 28会場 720人)</li> <li>○ひとり親家庭児童の生活・学習支援(モデル事業 2か所)</li> </ul> <p>2 進学支援・就学継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保護者自立支援プログラム(教育支援専門員)【健福】</li> <li>○高校奨学金【教育】</li> </ul>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>○寄り添い型学習支援事業【健福】(受入拡充720人→810人、高校中退防止の強化)</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>将来の社会的・経済的自立につなげるため、生活困窮世帯の中学生に対し、高校進学に向けた学習支援「寄り添い型学習支援事業」の受入枠を拡充するとともに、新たに、高校進学後のフォローなどの中退防止に向けた取組を強化します。</p>
施策4 困難を抱える若者の力を育む		
28年度の振り返り	28年度の主な取組	29年度の主な新規・拡充の取組と概要
<p>○困難を抱える若者一人ひとりの状態に応じ、専門機関による段階的な支援に取り組みました。</p> <p>○青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションなどの専門機関が連携し、困難を抱える若者の支援に取り組んだほか、課題を抱える生徒の多い高校と連携し、高校生への支援を行いました。</p> <p>○地域において若者を見守り、社会参加を支援する環境づくりを推進するため、困難を抱える若者について理解し、活動に協力していただく「応援パートナー」の養成を行い、講座の講師や同行支援等の様々な活動を行いました。</p> <p>○施設等退所後児童に対するより効果的な支援の展開に向けて、施設等退所者に対するアンケートや聞き取りによる調査を実施しました。</p>	<p>1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年相談センターにおける相談・支援事業</li> <li>○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーション事業</li> <li>○よこはま型若者自立塾における支援</li> </ul> <p>2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設等退所後児童アフターケア事業</li> <li>○施設等退所者に対する調査</li> <li>○地域ユースプラザ事業(応援パートナーの養成・派遣)</li> </ul>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>子ども・若者の生活状況や困難を抱える若者の課題等を把握するため、「横浜市子ども・若者実態調査」を実施します。</p> <p>また、支援につなげていない若者を自立支援機関などにつなげていくために、新たに区役所において定期的な専門相談を実施します。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・若者実態調査</li> <li>○区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談&lt;再掲&gt;(地域ユースプラザ事業)</li> </ul>
施策5 生活基盤を整える		
28年度の振り返り	28年度の主な取組	29年度の主な新規・拡充の取組と概要

<p>○現金給付等の経済的な支援により暮らしを保障するため、生活保護制度等の制度を適切に運用しました。</p> <p>○生活の安定と自立の促進に寄与するための「児童扶養手当」について、国の制度改正に伴い「平成28年8月分から第2子以降の加算額を増額しました。</p> <p>○保護者の就労に向けた資格取得や就職活動への支援等により、生活自立に向けて支援しました。</p> <p>○ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、国予算の拡充に合わせ、日常生活支援事業や、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の拡充を行いました。</p>	<p>1 生活基盤を支える現金給付</p> <p>○生活保護【健福】</p> <p>○児童扶養手当(第2子以降の加算額の増額)</p> <p>2 保護者の就労促進</p> <p>○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】</p> <p>○母子・父子家庭自立支援給付金事業 (自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の拡充)</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センター (ひとり親家庭の親を対象とした家計管理等の講習会等)</p> <p>○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再)</p> <p>3 子育て世帯への経済的支援等</p> <p>○児童手当 ○小児医療費助成【健福】</p>	<p><b>【主な新規・拡充の取組】</b></p> <p>○母子・父子家庭自立支援給付金事業 (自立支援教育訓練給付金の一部拡充)</p> <p>○次期「ひとり親家庭自立支援計画」の策定</p> <p>○小児医療費助成(通院助成対象の拡充)【健福】</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、国予算の拡充に合わせ、自立支援教育訓練給付金を拡充します。</p> <p>また、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、5年間の就業継続等一定の条件を満たした場合に返済不要となる、入学金及び就職準備金の貸付を行いました。(28年度12月補正で30年度までの事業費の計上を行い貸付を実施)より効果的な支援の総合的な展開に向け、次期「ひとり親家庭自立支援計画」(平成30～34年度)を策定します。</p>
--	---	--

## 平成 29 年度の計画推進の取組について

## 1 29 年度の重点取組

## 重点取組Ⅰ 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組は、継続することで、子どもにとって安心できる「地域における子どもの居場所」となり、困難を抱える子どもの気づきや見守り等が可能となります。

区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」として位置づけ、区社協を中心に、団体や新たに取組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで「子ども食堂」等を増やしていくためのモデル事業を実施します。

また、支援につながっていないひきこもり等困難を抱える若者を自立支援機関などにつなげていくため、新たに区役所において定期的な専門相談を実施します。

事業名	取組及び新規・拡充内容	29 年 9 月末の状況
「子ども食堂」等の創設・継続支援（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）	区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどにより「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方策を検討 ○モデル実施【磯子区・港北区】	4 月～ モデル区社協における相談対応及び機運のある特定エリアの立ち上げ支援等を開始 ～ 7 月 市域の取組団体の調査及び助成金制度等の支援制度の調査取りまとめ 詳細：資料 5-1 のとおり
区役所におけるひきこもり等の専門相談の実施（地域ユースプラザ事業）	地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置 ○新規実施【全区で、月 2 回】	5 月～全区で専門相談開始【相談実績】144 件（4 月※～ 8 月） ※瀬谷区は平成 28 年度から先行実施しているため、4 月からの相談件数を含む

## 重点取組Ⅱ 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

経済的困窮等、困難な状態にある家庭の子どもは、落ち着いて勉強できる環境が整っていないことや学習の習慣が身についていない等の事情により、低学力や学習に遅れが生じている場合があります。

また、保護者の健康状態や長時間の就労で子どもと過ごす時間が確保できないなどの事情により、子どもの養育環境が十分に整えられていない場合があることから、将来の自立に向けた基盤づくりのため、子どもに直接届く、学習や生活の支援を充実します。

事業名	取組及び新規・拡充内容等	29年9月末の状況
寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増【新規3区（㉔8区→㉔11区）】	1区開設準備中。他2区を調整中
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子ども、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○モデル実施継続 【2か所（㉔2か所）】	2か所で7世帯12人が利用
寄り添い型学習支援事業（健康福祉局）	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援 ①中学生の受入拡大 【㉔18区・28会場・720人→㉔18区・31会場・810人】 ②高校中退防止の強化	①4月～90人受入枠拡大開始（登録者数（7月）：673人） ②「高校中退防止の強化」の取組：18区で実施（登録者数（7月）：152人）
放課後学び場事業（教育委員会事務局）	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない中学生に対する学習支援（学校等において実施）○実施か所数の増 【㉔20校→㉔40校】	・42校で実施

## 重点取組Ⅲ 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

ひとり親家庭は、生活、就業、子育て等様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高い状況があることから、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた生活、就労、子育て等の総合的な支援を充実します。

事業名	取組及び新規・拡充内容等	29年9月末の状況
自立支援教育訓練給付金	介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への受講料支給 ○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けるひとり親に対する差額の支給	4月～事業開始（申請実績41件）
<参考> 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し入学準備金50万円、就職準備金20万円を貸付。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除。（28年度12月補正で30年度までの事業費の計上を行い貸付を実施）	29年3月から事業開始（申請実績：入学準備金9件、就職準備金11件）
ひとり親家庭自立支援計画	次期計画（30～34年度）の策定	○アンケート実施 ○支援者・当事者ヒアリング実施 ※詳細資料5-2のとおり

## 2 計画の推進体制

### (1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議（外部有識者等による懇談会）

#### ア 目的

- ①計画の進ちょく状況の報告（毎年度）
- ②計画推進にあたっての意見聴取
- ③子どもの貧困対策の取組に関する意見交換 等

#### イ メンバー構成

学識経験者、子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者の方、学校関係者、行政職員  
13人

#### ウ 開催スケジュールと主な内容

回数	時期	主な意見交換テーマ
第1回	29年10月17日	28年度振り返り、29年度検討テーマに関する意見交換、次期ひとり親家庭自立支援計画の検討状況報告 等
第2回	30年3月	30年度の計画推進、次期ひとり親家庭自立支援計画 等

#### エ 意見聴取・意見交換の進め方

「子どもの貧困対策計画推進会議」においては、重点取組などを踏まえた検討テーマについて、学識経験者や現場での支援に関わっている各々の立場からご意見をいただくとともに、子どもの貧困対策の視点に立った総合的な意見交換を行います。

##### 【主な検討テーマ（29年度）】

- 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」  
地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業
- 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」
- 施設等退所後児童のアフターケア事業

### (2) 庁内連絡会

#### ア 目的

計画推進に向け、情報の共有と連携強化を図り、関係区局が一体となって計画を推進する

#### イ メンバー構成

こども青少年局・教育委員会事務局・健康福祉局の3局の関係課に加え、政策局及び区役所のこども家庭支援課・生活支援課、福祉保健課の課長級職員

#### ウ 開催スケジュールと主な内容

回数	時期	主な意見交換テーマ
第1回	29年6月23日	28年度振り返り、29年度検討テーマ、次期ひとり親家庭自立支援計画等
第2回	29年10月13日	29年度検討テーマの状況報告、次期ひとり親家庭自立支援計画 等
第3回	29年12月頃	29年度検討テーマの状況報告 等
第4回	30年2月頃	30年度の計画推進、29年度検討テーマまとめ、31年度に向けた取組 等

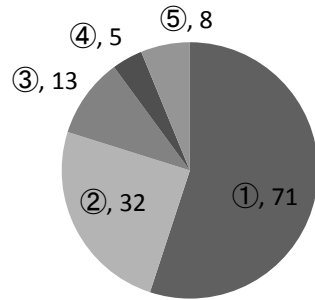
### 1 地域の子どもの居場所づくり及び関連する取組情報の調査について

子どもや家庭にきめ細かな支援が届くために、地域や民間の果たす役割は大変重要です。今後、これらの取組と行政の連携や、担い手とのネットワークづくり等について検討するため、市社会福祉協議会において、**地域における子どもの居場所づくりに関する取組や支援内容等について調査しました。**

#### ◇調査結果の概要（市社協調査、29年7月速報）

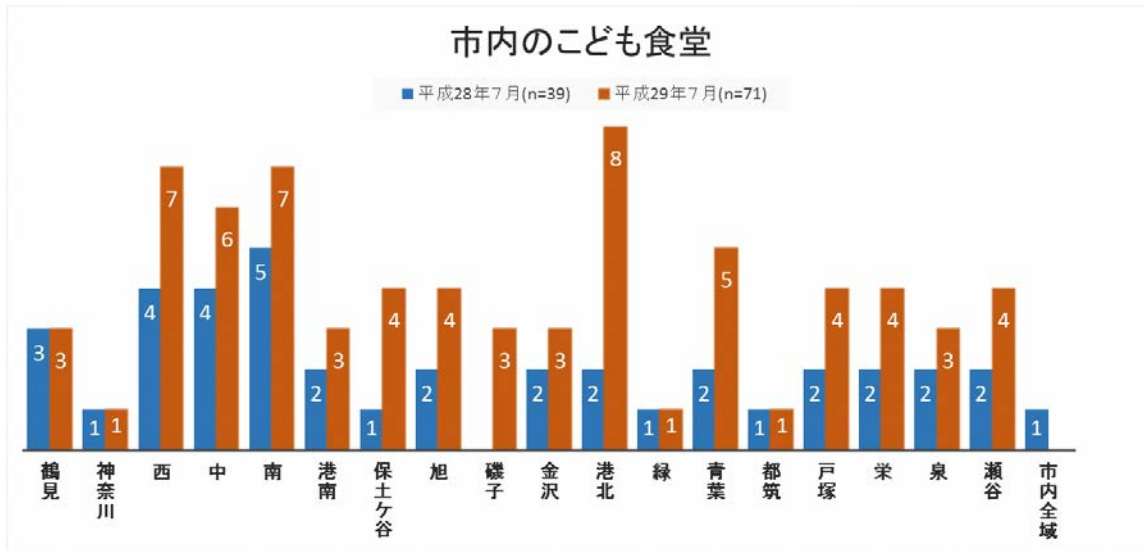
##### 《全体》

- 実施か所 129か所
- 内訳
  - ①子ども食堂：71か所
  - ②学習支援：32か所
  - ③居場所：13か所
  - ④社会体験の場：5か所
  - ⑤障害のある子どもの余暇支援・不登校の子どもの居場所など特定の対象者の居場所：8か所



##### 《上記のうち、「子ども食堂」の概況》

- 実施か所 71か所（28年7月：39）
- 実施主体 地域団体・地域ボランティア…34か所（同：17）、社会福祉法人…14か所（同：3）NPO法人…14か所（同：7）
- 併設機能 居場所、学習支援機能を併設…51か所（7割）
- 開催回数 月1回…40か所、週1回以上…11か所
- 子どもの参加料金 無料…20か所（3割）、100円…34か所（5割）



### 2 モデル区における子どもの居場所の立ち上げ・継続の支援について

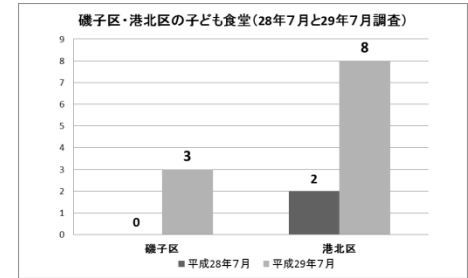
モデル2区（磯子区・港北区）において、地域主体で「子ども食堂」等を新たに立ち上げるため、区社会福祉協議会を中心に、区等とともに機運のある地域を継続的に支援しています。

#### (1)磯子区

- ・新杉田地区：8月から開始
- ・磯子地区：9月から開始
- ・上笹下地区：9月から開始
- ・屏風ヶ浦地区：11月に開始予定

#### (2)港北区

- ・城郷、樽、新羽、高田地区：それぞれ子どもの居場所の立ち上げに向けた支援を継続中



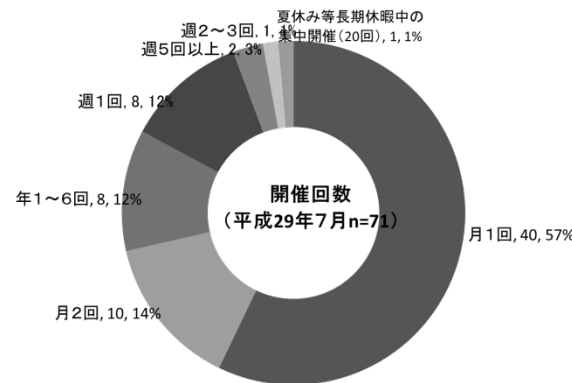
#### (3)区社協・区の支援等による立ち上げ事例(磯子区上笹下地区氷取沢自治会)

- 29年3月 登下校の見守り等を行う学援隊の方が子ども食堂セミナー(3/21)に参加
- 4月 町内会長、地区民児協等に相談 15人程度の運営委員会立ち上げ
- 区社協：相談支援、区社協独自助成金、フードドライブから食材支援
- 区役所：事業会への食材協力依頼等
- 運営委員会：農家や食品会社等に協力依頼、送迎に学援隊が協力
- 9月 第1回開催(9/8、子ども80人以上参加)、以降毎月1回開催

### 3 今後の方向性について

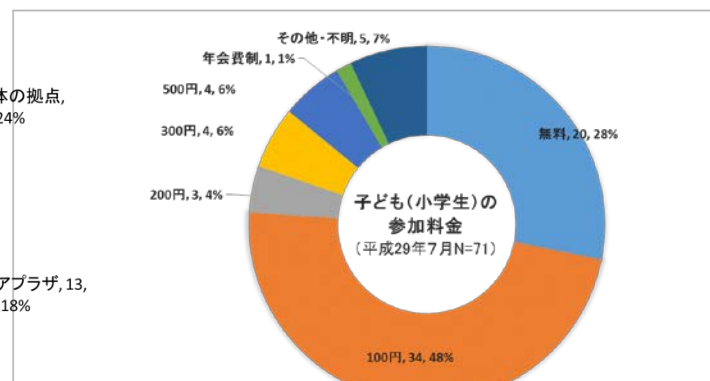
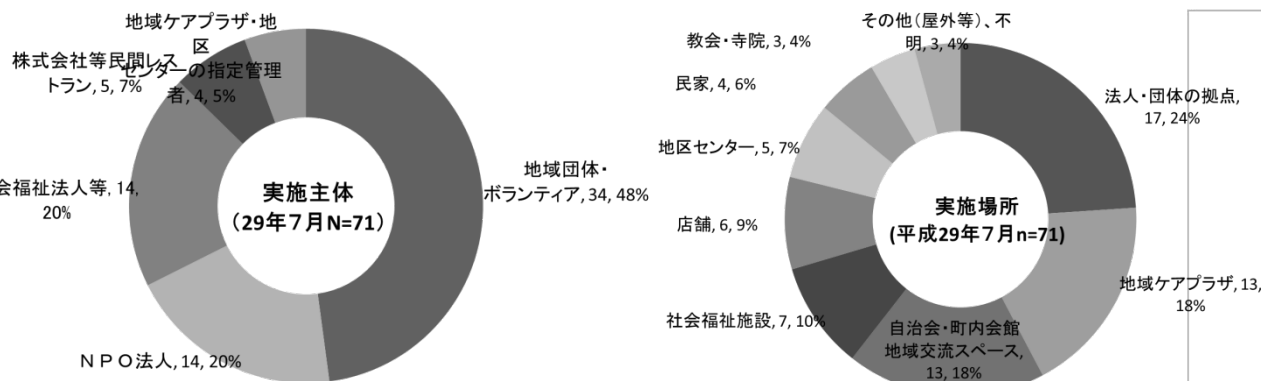
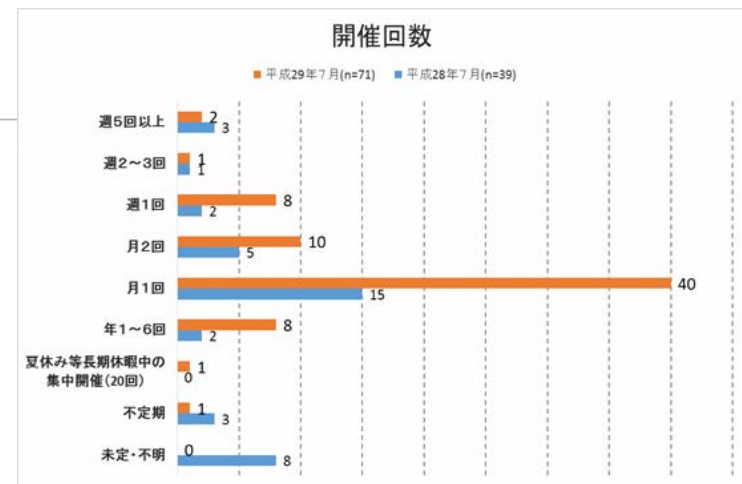
○いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組は、孤食の防止に加え、担い手との信頼関係ができることで、子どもにとって安心できる居場所となります。また、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等が可能となるため、子どもにとって身近なエリアで、継続的に開催されることが重要です。

○29・30年度のモデル事業を踏まえ、本市の子どもの居場所づくりのあり方を検証し、子どもの居場所づくりに対する効果的な支援方をまとめます。



検証のポイントイメージ

- 地域における子どもの居場所
  - ・子どもにとって身近なエリア
  - ・開催頻度
  - ・担い手と子どもとの関係づくり等
- 効果的な支援メニュー
  - ・広報、食材、活動場所、団体間のノウハウ共有
  - ・人材確保、地域との関係づくり等



## 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30 年度～34 年度）の策定について

### 1 ひとり親家庭自立支援計画

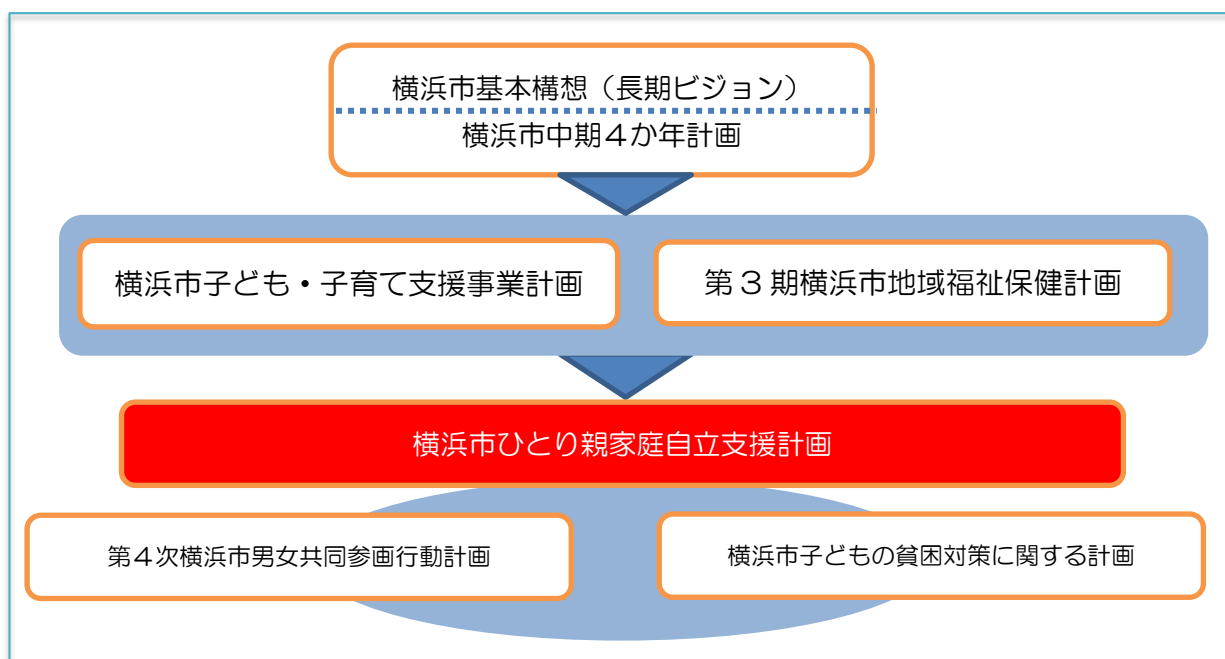
#### (1) 横浜市の計画策定経緯

本市では、様々な困難に直面しているひとり親家庭に対し、福祉サービスや自立支援のための施策が総合的かつ計画的に展開し、効果的に機能するよう、これまでに3回（第1期：平成15年度～19年度、第2期：20年度～24年度、第3期：25年度～29年度）、それぞれの5か年間の「自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の支援を進めてきました。

現計画の最終年度にあたりますので、引き続き、第4期目となる次期計画（30年度～34年度）を策定します。

#### (2) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき平成26年度に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画」や、27年度に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



#### (3) 計画の対象者

ひとり親家庭（母又は父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む。）及び寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない状態にある方）

※参考 国勢調査結果によるひとり親家庭世帯数

（単位：世帯）	22年	27年
母子世帯	24,311	22,803
父子世帯	4,566	3,588
合計	28,877	26,391



## 2 計画策定に向けた検討状況

### (1) ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

学識経験者や、ひとり親家庭に対する支援に関わっている方から、様々なご意見を伺うため、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催しています。29年3月から30年2月までに4回程度の開催を予定しています。

### (2) 実態把握のための調査

29年5月から8月まで、本市のひとり親家庭の実態を把握するため、ひとり親家庭に対し郵送方式によるアンケート調査を行うとともに、今回から支援者団体・当事者団体へのヒアリングを実施しています。

### ○ ひとり親家庭へのアンケート調査

目的	ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握
対象及び人数	○ 住民基本台帳から27年の国勢調査上の横浜市の母子世帯の15%、父子世帯の45%を抽出率として、無作為抽出。 ○ 3,600世帯（母子世帯2,600世帯、父子世帯1,000世帯）
調査方法	郵送配布・郵送回収（回収率：32.9%）
調査項目	①世帯の状況、②仕事と収入の状況、③福祉制度の認知・利用状況、④資格や技能の取得状況、⑤子どもの状況、⑥現在の生活状況 全42問
実施期間	29年5月19日～6月5日

### ○ 支援者団体・当事者団体へのヒアリング実施

目的	ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像や支援ニーズの把握
対象	○支援者側 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、区役所、母子生活支援施設、ひとり親家庭への支援事業受託法人、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園、小中学校、男女共同参画推進協会、ひとり親家庭の支援活動をしているNPOなどの法人 ○当事者側 横浜市母子寡婦福祉会、ひとり親家庭当事者団体のNPO法人
調査方法	ヒアリング
調査項目	① ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子 ② ひとり親家庭を支援する上で困難に感じていること ③ ひとり親家庭への支援として有効と考える支援 ④ 近年の支援ニーズ等の変化で実感すること ⑤ 今後より一層必要と考えられる支援の内容 等
実施期間	29年6月～8月

## 3 計画策定スケジュール（予定）

29年3月～30年2月	ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会開催（4回程度）
29年5月～8月	実態把握のための調査
29年12月	29年第4回市会定例会で計画素案について御説明
29年12月～30年1月	市民意見募集
30年2月～3月	30年第1回市会定例会で計画原案について御説明
30年3月	計画の策定（予定）

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画の位置づけ

- 平成14年「母子及び寡婦福祉法」改正により、都道府県や指定都市等で策定をすることとされています。
- 本市では、過去2回（第1期：平成15年度～19年度、第2期：平成20年度～24年度）「母子家庭等自立支援計画」を策定し、今回で3期目（平成25年度～29年度）の計画となります。
- ひとり親家庭の実態調査を踏まえ、有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」（以下「連絡会」）において計画内容を検討し、市民意見公募を経て策定しました。
- ※この計画では、父子家庭も対象としているため、今回から計画の名称を「ひとり親家庭自立支援計画」に改めています。

### (2) 基本方針

- 児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として策定しました。

## 2 ひとり親家庭の現状と課題

「平成24年度横浜市母子家庭等実態調査」の結果も踏まえ、連絡会での検討を経て、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を明確にしました。

### ◆子育てや生活支援



○ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担う負担を抱え、安定した生活を図るため**仕事と子育てとの両立を図ることに苦勞**しており、幼児や学齢児を育てる世帯も多く、**家事援助や、保育、放課後等の支援の充実が課題**となっています。



○DVや児童虐待の問題、**疾病や障害、親の健康状態など**、ひとり親は様々な課題を抱えており、特に、親の健康問題は、多くの支援機関から注目されており、約4分の1のひとり親は、健康状態に課題を抱えています。

### ◆就業の支援



○母子家庭の85%、父子家庭の91%が就労していますが、母子家庭の母は、パート、嘱託等の非正規職員は50%を超え、**収入、就業形態、雇用環境、子育てとの両立など、本人の希望する職業とのマッチングなど課題**があります。

### ◆経済的支援



○母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で300万円未満に留まり、多くの人が**ひとり親家庭になって困ったこととして「生活費が不足している」と**答えています。

### ◆養育費確保の支援



○離婚等によりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき**養育費について、半数近くの世帯で取り決めがなく、養育費確保の浸透に向けて、普及・啓発活動の強化が必要**となっています。

### ◆相談・情報提供



○区役所、関係支援機関等での相談窓口、自立支援給付金等の国庫補助事業の他、特別乗車券交付など、様々な支援の充実を図ってきました。しかし、**認知度が低く利用が低調な制度もあり、効果的な情報提供が求められています**。また、**相談支援の窓口が行政、民間機関など分散していることもあり、個々の家庭状況に応じて適切な機関へつながることが課題**となっています。

### ◆子どもへのサポート



○DVや児童虐待等により心のケアが必要な子どももおり、また、就業のため、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない状況も考えられます。子どもの心身の健やかな成長のため、**学習支援や面会交流支援など、子ども自身への支援の充実が課題**となっています。

## 3 基本的な視点

これまでの計画を振り返り、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり次の5点を基本的な視点として位置づけます。

### 1 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、**子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます**。

### 2 ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実させます**。

### 3 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状があるため、**わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内を父子家庭を含めて、積極的な情報提供に取り組みます**。

### 4 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、**支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず、地域の中で温かく見守られながら、自立を目指すことを支援**します。

### 5 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、**貧困の連鎖を防ぐための学習支援や子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもが健全に育つための、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を進めます**。

## 4 主な取組内容

基本的な視点を踏まえ、次の具体的な取組みを推進します。※＜＞は「3基本的視点」の項目番号

### ◆子育てや生活支援 ＜1＞

- ・ヘルパー派遣事業における保育園への送迎の付き添いや、**子育て短期支援事業における児童家庭支援センター等での子どもの預かり**を実施。
- ・公営住宅への優先入居や民間住宅への入居支援、子育てりふいで賃貸住宅への家賃補助を実施。

### ◆就業の支援 ＜1＞

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就労支援員を配置し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施。
- ・区役所内に**ジョブスポット**を設置し、身近な場所での迅速な求人情報を提供。

### ◆経済的支援 ＜1＞

- ・児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施。
- ・経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付。

### ◆養育費確保の支援 ＜1＞

- ・養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化（離婚前からの意識付けや離婚時の取決め）
- ・両親の養育費の取り決めや**面会交流について**、弁護士による無料法律相談や研修等を実施。

### ◆相談・情報提供 ＜2、3、4＞

- ・区役所こども家庭支援課、戸籍課等に**名刺大の情報提供カード**を配置。
- ・一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実**。

### ◆子どもへのサポート ＜5＞

- ・学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、**養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援**を実施。

# 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果（速報）

## 1 調査の概要

(1) 調査目的 ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

(2) 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

## 2 結果の概要

( )内は、平成 24 年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)
2 住居の状況	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
	本人以外の名義の持ち家	25.4% ( - )	18.8% ( - )	23.8% ( - )
	会社の社宅等、その他	6.2% ( - )	4.8% ( - )	5.9% ( - )
	1 か月あたりの住居費	6.7万円	9.2万円	7.4万円
3 平均年間世帯総収入		361万円 (331万円)	643万円 (571万円)	432万円 (344万円)
4 平均年間就労収入		295万円 (263万円)	615万円 (543万円)	379万円 (279万円)
5 就業率		86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)
6 就業形態	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社員	5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)
	自営業主 (商店主・農業など)	5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)
	会社などの役員	0.5% ( - )	8.2% ( - )	2.5% ( - )
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)
7 平均就業時間		33時間 (36時間)	41時間 (50時間)	35時間 (37時間)
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
	上位 2 位	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事
	上位 3 位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)
9 副業率		8.3%	2.3%	6.8%
10 養育費	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
	受給率 (※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1 か月あたりの受給額 (※)	5.8万円	2.3万円	5.5万円
11 面会交流	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率 (※)	58.3%	62.7%	59.2%

※過去に受給または実施していた場合を含む。

(下線は今回調査で初めて質問した内容)

## (1) ひとり親家庭の世帯状況について

### ア 就業・収入について

- ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。
- 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。
- 副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。
- 年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円、前回調査の571万円から増加しています。  
また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

### イ 住居について

- 母子家庭は46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。
- 住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

### ウ 養育費について

- 養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。
- 養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

### エ 面会交流について

- 面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

## (2) ひとり親家庭の子どもについて

### ア 小学生の放課後の居場所について

- 小学生の子どもが放課後(19時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

- 1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

#### イ 子どものことで悩んでいることについて

- 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

#### (3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

- ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

#### (4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

- 「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

- 福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

- 様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

- 「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

#### (5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

## 施設等退所後児童のためのアフターケア事業について

## 1 概要

施設等入所中及び退所後児童に対し、就労や進学をはじめ、生活全般にわたる支援、相談、情報提供等を行い、児童の安定した生活の実現を後押ししています。

## 2 事業内容

(1) 「よこはま PortFor」(居場所) の開設 (西区高島 2-5-5 ハイツ横浜 203)

主な取組内容：①居場所事業、②情報提供、広報活動、③相談事業、④居住サポート

利用登録者数：232 名、来場者数：658 名 ※29 年8月現在

(2) 資格取得支援事業

児童等が確実に就労につながる資格等を取得し、安定して働き続けることを目的に、資格等の取得に要する費用の一部を助成しています。

資格等取得支援費	10 万円を上限とする実費 (運転免許は 30 万円を上限)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アフターケア事業による支援を受けながら、確実に就労につながる資格等の取得を果たす意思を持つ者</li> <li>原則として自ら生計を立てている者</li> <li>市内在住・在勤・在学者又はその予定の者 (原則)</li> </ul>	【27実績】2人 【28実績】2人
大学進学等自立生活資金	生活資金 3 万円/月 一時金 30 万円		【27実績】15人 【28実績】17人
専門学校・大学等初年度納入金	初年度納入金の 1/2 (60 万円を上限)		【27実績】5人 【28実績】16人

	入所中	退所準備時	退所後
就学者		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">巣立ちセミナー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">専門学校・大学等初年度納入金</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資格等取得支援費</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学進学等自立生活資金</div>
	よこはまPortForの運営 各種相談支援		
就労者		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">巣立ちセミナー</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">就労体験・インターンシップなど</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資格等取得支援費</div>

### 3 施設等退所者調査の実施（H28）

#### （1）退所時及び現況調査

施設等を退所した、平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に施設等を退所した者（306 人）についての退所時及び現在の状況についての調査

#### （2）アンケート調査

（1）の施設等が連絡を把握している者（227 人）を対象としたアンケート調査  
回答者数 81 人（回答率 35.7%）

#### （3）調査結果から見えてきた課題

- ア 施設等が退所後児童と連絡を取り続けるのが難しくなっている。
- イ 退所後は 1 人暮らしをする者が多い
- ウ 退所後正規職に就職するが、非正規職に転職する者が多い
- エ 労働により月収を得ている児童のうち約 77%は全国平均月収を下回る
- オ 1 人暮らしをする児童の多くは経済的余裕がない

# 平成28年度退所者調査結果概要について

(1) 退所後児童と連絡を取り続けるのが難しくなっている。

(2) 退所後は1人暮らしをする児童が多い。

＜H28施設向け調査結果より＞

○ 施設が退所者の連絡先も現況も把握していないのは16.0%

連絡が可能であり現況も把握	69.0%
SNSでのみ現況を把握	4.6%
連絡先は把握しているが現況は不明	10.4%
連絡先は把握せずかつ現況も不明	16.0%

○ 退所後年数の経過につれ退所者の連絡先・現況の把握は困難

退所年度	H27	H26	H25	H24	H23
	9.1%	11.8%	16.7%	21.8%	23.5%

【参考】全国社会福祉協議会調査研究事業等報告書より

○ 退所児童の状況

	H25	H26	H27
① 連絡が取れる児童数	69.5%	75.2%	84.0%
② 連絡が取れなくなった児童数	30.5%	24.8%	16.0%
③ ①のうち職員が個人的に連絡を取っている児童数	15.9%	14.9%	14.0%

○ 連絡が取れなくなった理由

本人から断られた	7.7%
転居等で連絡が取れなくなった。	29.7%
職員の人事異動等	2.9%
現入所者による業務多忙	9.1%
その他	50.8%
措置変更	(5.4%)
児童相談所等行政の機関が対応	(4.3%)
施設から連絡しない	(4.0%)
家庭復帰のため	(3.3%)
期間を決めた対応としている	(2.7%)
短期利用のため	(2.7%)
親族・家族が連絡に積極的でない、拒否的な態度をとる	(2.9%)
施設との関係不調	(1.7%)
連絡が取れない（連絡するも返事がない）	(1.7%)
連絡が取れない（行方不明）	(1.1%)
必要ないため	(1.1%)
国外に移住	(0.7%)
遠方のため	(0.7%)
司法の対応となったため（少年院送致など）	(0.6%)
DV被害者で行方を隠しているため	(0.3%)
その他	(17.6%)

＜H28施設向け調査結果より＞

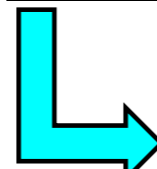
○ 退所後年数の経過とともに1人暮らしの割合は21.6%→28.1%に増  
また、不明の割合は0.7%→17.3%と激増

	親・親族宅	アパート・1人暮らし	職員寮・住込	学生寮	友人・交際相手宅	その他	不明
退所時	33.0%	21.6%	15.7%	4.2%	2.6%	21.2%	0.7%
調査時	21.9%	28.1%	8.5%	2.0%	4.2%	18.0%	17.3%

○ 18歳未満の66.7%が退所直後は親・親族宅に戻る

18歳以上では、1人暮らしは28.4%、職員寮・住込は20.6%、親・親族宅は16.2%

【退所直後】	15歳～17歳	18歳以上
親・親族宅	66.7%	16.2%
アパート・1人暮らし	7.8%	28.4%
職員寮・住込	8.8%	20.6%
友人・交際相手宅	3.9%	2.0%
上記以外	12.7%	32.8%



(年齢別)

【退所直後】	15・16歳	17歳	18歳	19歳	20歳
親・親族宅	70.5%	61.0%	16.8%	11.1%	—
アパート・1人暮らし	3.3%	14.6%	28.9%	33.3%	—
職員寮・住込	11.5%	4.9%	21.6%	11.1%	—
友人・交際相手宅	1.6%	7.3%	1.6%	11.1%	—
上記以外	13.1%	12.2%	31.1%	33.3%	100.0%

※18歳の「上記以外」内訳：「障害者施設・GH」19.5%、学生寮6.4%、出身施設2.6%、その他2.6%

○ 退所直後から調査時の間に居住変更したのは42.0%

不明	17.0%
アパート・1人暮らし	11.1%
親・親族宅	7.9%
友人・交際相手宅	3.9%
上記以外	2.1%
変更なし	58.0%

1人暮らしへは11.1%（親・親族宅からは3%）

親・親族宅は7.9%

友人・交際相手宅は3.9%（うち約3割は婚姻による）

○ 20歳から21歳の間に居住変更先が不明になるケースが多い。

1人暮らしを始める「第2の波」は、20歳～23歳に来る。

【調査時年齢・住居形態】	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳
不明	0.3%	0.3%	2.0%	2.0%	4.6%	3.6%	2.0%	1.6%	—
アパート・1人暮らし	—	—	0.3%	1.0%	2.0%	4.6%	1.6%	2.0%	—
親・親族宅	—	—	0.3%	0.3%	0.7%	1.3%	1.0%	0.3%	—
友人・交際相手宅	—	0.7%	0.7%	0.3%	0.3%	1.0%	0.3%	0.7%	—
上記以外	—	—	—	1.6%	2.0%	0.3%	1.3%	1.0%	0.3%
変更なし	2.3%	2.3%	7.5%	13.4%	11.8%	11.1%	6.5%	2.6%	0.3%



(3) 退所後正規職に就くが非正規職に転職する者が多い。

<H28施設向け調査結果より>

- 退所直後就学以外の児童のうち、正規職での就業は48.5%  
正規職の児童数は年数の経過とともに減少する。  
(全国の高卒者の正規職の就職率 76.2%)

退所直後	計	～17歳	18歳～
正規職	48.5%	2.9%	45.6%
派遣・契約	6.9%	—	6.9%
パート・アルバイト	23.5%	11.3%	12.3%
無職・不明ほか	21.1%	10.3%	10.8%

調査時(退所時年齢)	計	～17歳	18歳～
正規職	31.9%	1.5%	30.4%
派遣・契約	6.9%	0.5%	6.4%
パート・アルバイト	22.1%	4.9%	17.2%
無職・不明ほか	39.2%	17.6%	21.6%

- 退所直後から正規職で勤続は28.9%  
正規職から非正規等になったのは8.8%  
非正規から正規職になったのは2.0%

退所直後	→	調査時	計	～17歳	18歳～
正規雇用	→	正規雇用	28.9%	1.0%	27.9%
		派遣・契約	3.4%	—	3.4%
		アルバイト	5.4%	—	5.4%
		無職	3.4%	—	3.4%
		不明ほか	7.4%	2.0%	5.4%
派遣・契約	→	正規雇用	1.0%	—	1.0%
		派遣・契約	2.5%	—	2.5%
		アルバイト	0.5%	—	0.5%
		無職	1.0%	—	1.0%
		不明ほか	2.0%	—	2.0%
パート・アルバイト	→	正規雇用	1.0%	—	1.0%
		派遣・契約	0.5%	0.5%	—
		アルバイト	13.2%	4.4%	8.8%
		無職	—	—	—
		不明ほか	8.8%	6.4%	2.5%
無職・不明ほか	→	正規雇用	1.0%	0.5%	0.5%
		派遣・契約	0.5%	—	0.5%
		アルバイト	2.9%	0.5%	2.5%
		無職	1.0%	—	1.0%
		不明ほか	15.7%	9.3%	6.4%

(4) 月収を得ている児童のうち約77%は全国平均月収を下回る

<H28対象者向けアンケート結果より>

- 正規職は15万円以下、就労のみバイトは15万円以下、学生バイトは10万円以下が最も多い。  
就労しながら生活保護を受給している者は2%

	就労のみ						学生バイト等		不就労・生保受給
	正規職	派遣・契約	パート・バイト	うち生保	その他	うち生保	うち生保		
～5万円未満	—	—	1.4%	—	4.3%	4.3%	5.7%	1.4%	7.1%
～10万円未満	1.4%	—	8.6%	2.9%	—	—	11.4%	—	
～15万円未満	8.6%	2.9%	15.7%	—	2.9%	—	2.9%	—	
～20万円未満	5.7%	1.4%	8.6%	—	—	—	—	—	
～25万円未満	1.4%	1.4%	4.3%	—	—	—	—	—	
～30万円未満	2.9%	—	1.4%	—	—	—	—	—	

- 10歳代は47.1%が全国平均月収より下回っている。  
20歳代は87.5%が全国平均月収より下回っている。

全国平均月収の出典：  
民間給与実態統計調査(2015年国税庁)

～19歳 <全国平均月収> 108,583円	就労のみ						学生バイト等		不就労・生保受給
	正規雇用	派遣・契約	パート・バイト	うち生保	その他	うち生保	うち生保		
～5万円未満	—	—	—	—	11.8%	11.8%	5.9%	5.9%	11.8%
～10万円未満	5.9%	—	—	—	—	—	23.5%	—	
～15万円未満	5.9%	—	11.8%	—	5.9%	—	5.9%	—	
～20万円未満	5.9%	—	5.9%	—	—	—	—	—	
～25万円未満	—	5.9%	—	—	—	—	—	—	
～30万円未満	—	—	5.9%	—	—	—	—	—	

20歳～24歳 <全国平均月収> 207,000円	就労のみ						学生バイト等		不就労・生保受給
	正規雇用	派遣・契約	パート・バイト	うち生保	その他	うち生保	うち生保		
～5万円未満	—	—	2.1%	—	2.1%	2.1%	6.3%	—	6.3%
～10万円未満	—	—	12.5%	4.2%	—	—	8.3%	—	
～15万円未満	10.4%	4.2%	16.7%	—	4.2%	—	2.1%	—	
～20万円未満	6.3%	2.1%	10.4%	—	—	—	—	—	
～25万円未満	2.1%	—	6.3%	—	—	—	—	—	
～30万円未満	4.2%	—	—	—	—	—	—	—	

<参考～全国平均月収を上回る収入を得ている児童が就いている職種>

～19歳	20歳～24歳
・製造業 2 (正1、派1)	・運送業 3 (正2、ア1)
・建設業 2 (ア)	・建設業 1 (ア)
	・飲食店 1 (ア)
	・医療福祉 1 (正)

(5) 1人暮らしをする児童の多くは経済的余裕がない

<H28対象者向けアンケート結果より>

- ①5万円未満の家賃で1人暮らし、②7万円未満の家賃で1人暮らし、③3万円未満の負担で親・親族と同居、3万円未満の負担もしくは7万円未満の負担での障害者施設・GHの順となっている。

	~3万円未満	~5万円未満	~7万円未満	~9万円未満	~11万円未満	NA
アパート・1人暮らし	—	24.7%	13.6%	—	—	—
職員寮・住込・学生寮	3.7%	3.7%	—	—	—	—
親・きょうだい・親族宅	7.4%	1.2%	3.7%	2.5%	—	—
友人・交際相手宅・既婚	1.2%	1.2%	4.9%	1.2%	1.2%	1.2%
障害者施設・GH	7.4%	1.2%	7.4%	1.2%	1.2%	1.2%
里親宅・自立援助H内	3.7%	2.5%	—	—	—	—
シェアハウスほか	1.2%	—	1.2%	—	—	—

- 1人暮らしの4割強が収入の1/3以上の家賃の住宅に居住

月収 家賃	~10万円未満	~15万円未満	~20万円未満	~25万円未満	~30万円未満	NA
~5万円未満	3.7%	7.4%	9.9%	—	—	3.7%
~7万円未満	4.9%	2.5%	1.2%	1.2%	2.5%	1.2%

※一般的に、家賃は手取り月収の1/3以下が望ましいとされている。

- 通学している児童は、7万円未満の家賃の住宅に居住。月収は10万円未満

	~3万円未満	~5万円未満	~7万円未満	~9万円未満	NA
アパート・1人暮らし	—	23.5%	17.6%	—	—
職員寮・住込・学生寮	—	17.6%	—	—	—
親・きょうだい・親族宅	5.9%	—	11.8%	5.9%	—
友人・交際相手宅・既婚	5.9%	—	—	—	—
障害者施設・GH	5.9%	—	—	—	—
里親宅・自立援助H内	5.9%	—	—	—	—
シェアハウスほか	—	—	—	—	—

月収 家賃	~5万円未満	~10万円未満	~15万円未満	~20万円未満	~25万円未満	~30万円未満	NA
~5万円未満	6.3%	31.3%	12.5%	—	—	—	12.5%
~7万円未満	18.8%	18.8%	—	—	—	—	—

- 賃貸借契約時の保証人は、親兄弟が4割強。次いで家賃保証会社

親・きょうだい	その他親類	施設長・施設職員	里親・FH	家賃保証会社	保証人不要物件	その他(職場等)
40.0%	6.7%	16.7%	6.7%	20.0%	3.3%	6.7%